

建物の防火安全対策を評価する制度の概要

【消防法令に基づく評価(特殊消防用設備等の性能評価)】

消防用設備等の設置

(概要)

学校、病院、工場、百貨店、旅館、飲食店、地下街などの建物には、法令で定める基準に沿って消防用設備等を設置し、それを維持管理しなければなりません。

(消防用設備等の設置基準)

・用途に応じ、一定の大きさの建物に消火器やスプリンクラー設備、火災報知設備などの設置を義務づけ。

(設置工事をする者)

・消防用設備等の設置工事は、専門の資格者が行う。

(消防機関による検査)

・消防用設備等を設置するときは、消防機関に届け出、設置後に検査を受けること。

(維持管理の基準)

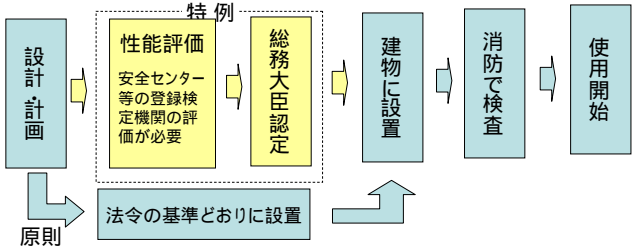
・消防用設備等は半年又は1年に1回、専門の資格者に点検させる。

特殊消防用設備等の設置の特例

(概要)

すっきりした売り場空間を実現するための最新技術やより早く火災を覚知するための最新技術などの採用、さらには法令で想定していないような設備は、基準では対応できないので、原則として設置が認められません。

左記基準と同等以上の性能があることの「性能評価」を受け、「大臣認定」を得て特例として設置が認められます。



【火災予防上の工夫を追加して行う場合の評価(消防設備システム評価, ガス系消火設備等評価)】

火災時の事業継続、地球環境への配慮、利用者へのより一層の安心・安全の提供など火災予防上有効性を追加

法令の基準に適合しているだけでなく、さらなる工夫がされていることが消防設備に精通した安全センターに評価されることで、利用者や市場に強くアピールできます。

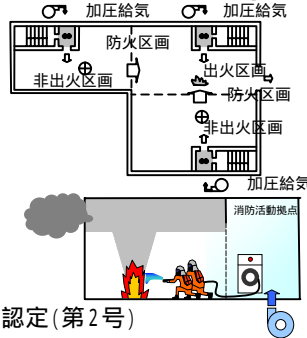
評価期間： おおむね3ヶ月

評価事例

加圧防煙システム

消防活動拠点をバランスよく設けて防煙区画を大きくし、すっきりした店舗空間を実現

イオン喜連瓜破ショッピングセンター[大阪市]



消防法第17条3項に基づく総務大臣認定(第2号)

複数総合操作盤

多くの管理区分に分かれるような大規模な建物での火災時に安心な総合操作盤システム

JR東海新横浜駅ビル(仮称)[横浜市]



平成20年開業

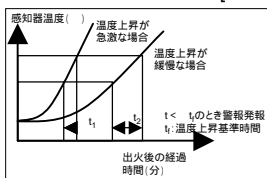
駅ビル完成予想図

消防法第17条3項に基づく総務大臣認定(第12号)

火災フェイズ管理型防災システム

火災進展状況のモニタリングを核とした火災感知システム

オフィスビル[東京都]



消防法第17条3項に基づく総務大臣認定(第4号)

地下街に適した総合消防防災システム

市民が安心して利用できる公共空間を提供できるよう工夫された防災センターの構築

天神地下街[福岡市]



消防防災システム評価(現消防設備システム評価)を実施

消防防災システム
評価等の手数料

お問い合わせ先
企画研究部

03-3501-7910

| 種類 | No. | 特殊消防用設備等の区分 | 手数料(単位:千円) |
|----------------------|-----|----------------------------|------------|
| 特殊な技術による 消防防災システム | 1 | 特殊技術1項目の特殊消防用設備等 | 2,100(税込額) |
| | 2 | 1のうち当該項目が類似の特殊消防用設備等 | 1,260(税込額) |
| | 3 | 特殊技術2項目以上の特殊消防用設備等 | 3,150(税込額) |
| | 4 | 3のうち1項目を除き他の項目が類似の特殊消防用設備等 | 2,625(税込額) |
| | 5 | 3のうち当該項目が全て類似の特殊消防用設備等 | 2,100(税込額) |
| 高度な消防防災システム | 6 | 類型の特殊消防用設備等 | 1,050(税込額) |
| | 7 | 高度な消防防災システム | 2,100(税込額) |